

令和 7 年 9 月 25 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和 7 年 9 月 22 日付託分)

総 務 局

目 次

	ページ
1 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要	1
2 高相合同庁舎新築工事（建築－第1工区）請負契約の内容	9

1 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和7年10月に適用期限が到来する法人の県民税及び事業税の超過課税措置の適用期間を延長するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

現在実施している法人の県民税及び事業税の超過課税は、令和7年10月末に適用期限を迎える。令和7年11月以降、「経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」といった特別な財政需要に対応するため、適用期間を5年間延長する。（附則第6条及び第11条関係）

なお、税率及び中小法人に対する不均一課税の適用基準については、現行どおりとする。

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

公布の日

イ 法人の県民税に関する経過措置

令和7年11月1日前に終了する各事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

ウ 法人の事業税に関する経過措置

令和7年11月1日前に終了する各事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(参考) 税制措置の概要、超過課税の活用項目及び県内の経済団体・法人の理解を得るための取組

1 税制措置の概要

法的根拠	超過課税：地方税法第1条第1項第5号 不均一課税：地方税法第6条第2項				
	区分	課税標準及び税率の適用区分		標準税率	超過税率
税率	法人県民税 (法人税割)	法人税額		%	%
				1	1.8
	法人事業税 (主なもの)	A・B・C以外の法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	所得	(標準税率の18%増し) 1.18
				付加価値額	(標準税率の5%増し) 1.26
				資本金等の額	(標準税率の5%増し) 0.525
		A 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く）、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業に限る※）、保険業、貿易保険業	収入金額	1	(標準税率の6%増し) 1.06
		B 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	収入金額	(標準税率の7%増し) 0.8025
				付加価値額	(標準税率の5%増し) 0.3885
				資本金等の額	(標準税率の5%増し) 0.1575
			収入金額	0.75	(標準税率の7%増し) 0.8025
		C 特定ガス供給業	収入金額	0.75	(標準税率の5%増し) 1.9425
			所得	1.85	(標準税率の5%増し) 1.9425
			収入金額	0.48	(標準税率の8%増し) 0.5184
		付加価値額	0.77	(標準税率の5%増し) 0.8085	
		資本金等の額	0.32	(標準税率の5%増し) 0.336	

※ 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のガス供給業（特定ガス供給業を

	除く)は、「A・B・C以外の法人」の税率を適用する。 注 法人事業税の超過税率について、特別法人事業税と合わせた実質的な税負担は、標準税率の5%増しである。							
中小法人に対する不均一課税	<table><tr><th>区 分</th><th>不均一課税の適用基準</th></tr><tr><td>法人県民税 (法人税割)</td><td>資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円)以下の法人</td></tr></table>		区 分	不均一課税の適用基準	法人県民税 (法人税割)	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人	法人事業税	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円)以下の法人
区 分	不均一課税の適用基準							
法人県民税 (法人税割)	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人							
法人事業税	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円)以下の法人							
適用期間	令和7年11月1日から令和12年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用							

2 今後の活用項目

(1) 経済対策の推進	
(2) 災害に強い県土づくりの推進	ア 台風・豪雨・火山などの自然災害対策 イ 地震・津波対策の一層の強化 ウ 災害に備えた社会基盤施設の整備 エ 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震化
(3) 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	

3 これまでの活用項目

法人県民税	法人事業税
(昭和50年11月1日～昭和60年10月31日) 高等学校の就学適齢生徒の急増対策として進めている高校100校建設計画の財源に充当するため	(昭和53年2月1日～昭和63年1月31日) 人口及び企業の過度の集中に伴う大都市圏特有の財政需要に対処するため ① 文教施設の整備 ② 生活環境の整備 ③ 中小企業対策の充実 ④ 福祉・医療の充実
(昭和60年11月1日～平成2年10月31日) 大都市圏特有の財政需要に対処するため ① 都市整備関連事業の推進 ② 公共施設の整備	(昭和63年2月1日～平成2年10月31日) 大都市圏における都市基盤の整備等特別な財政需要の財源に充当するため ① 都市基盤の整備 ② 高齢化社会における福祉、医療体制の整備 ③ 産業振興対策の推進
(平成2年11月1日～平成7年10月31日) 大都市圏における生活環境の整備等特別な財政需要の財源に充当するため ① 生活環境の整備 ② 高齢化社会における福祉、医療体制の整備	(平成2年11月1日～平成7年10月31日) 大都市圏における都市基盤の整備等特別な財政需要の財源に充当するため ① 都市基盤の整備 ② 産業振興対策の推進

(平成7年11月1日～平成12年10月31日) 地震防災対策及び産業振興対策の強化に要する財源に充当するため
(平成12年11月1日～平成17年10月31日) 地震防災対策及び産業振興対策の強化に要する財源に充当するため
(平成17年11月1日～平成22年10月31日) 地震防災対策の強化及び地域経済の活性化に要する財源に充当するため
(平成22年11月1日～平成27年10月31日) 道路等の社会基盤整備に要する財源に充当するため
(平成27年11月1日～令和2年10月31日) 災害に強い県土づくりの推進及び東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備に要する財源に充当するため
(令和2年11月1日～令和7年10月31日) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進、災害に強い県土づくりの推進及び県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備に要する財源に充当するため

4 県内の経済団体・法人の理解を得るための取組

- ・ 令和7年2月に本委員会に報告した「超過課税延長の基本的な考え方」について、同年5月に県内の経済団体や主要法人に対し、説明資料を送付した上で、アンケートを実施した。
- ・ アンケートの結果を踏まえて取りまとめた「法人二税の超過課税の延長に係る素案」について、6月に本委員会に報告した後、8月にかけて、県内の経済団体や主要法人に対し、改めて説明資料を送付し、2回目のアンケートを実施した。

【2回目のアンケート】

(1) 取組内容

対 象 経済団体53団体、法人440社

実施期間 令和7年7月23日から8月12日まで

(2) アンケートの取りまとめ状況

回答数 331 (50団体、281社)

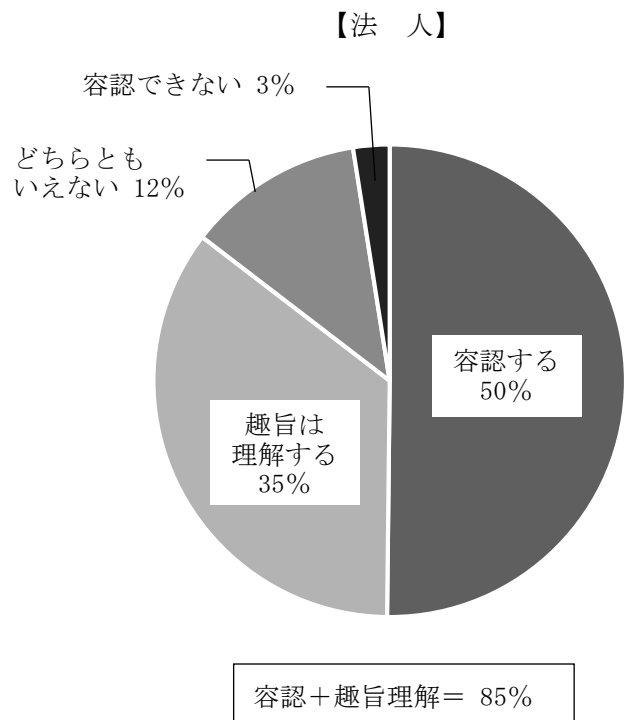
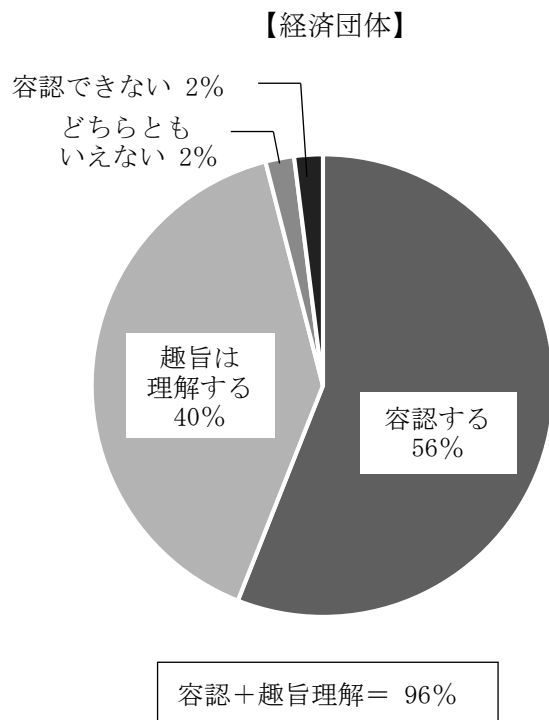
回答率 67.1% (経済団体94.3%、法人63.9%)

(3) アンケート結果

ア 「法人二税の超過課税の延長に係る素案」に対する評価

(団体・社)

区 分	容認する	趣旨は理解する	どちらともいえない	容認できない	合 計
経済団体	28	20	1	1	50
法 人	141	99	34	7	281



イ 主な意見（自由記載）

(ア) 活用事業に関すること

- ・ 素案に示された目的に活用することを理解する、賛成する (13)
- ・ 災害に強い県土づくり・自然災害対策を推進してほしい (8)
- ・ 既存インフラの老朽化対策に活用してほしい (4)
- ・ 幹線道路の整備財源として活用してほしい (3)

(イ) 税制措置に関すること

- ・ 超過課税の延長はやむを得ない、理解する (7)
- ・ 超過課税ありきの政策になっていないか、超過課税が常例として固定化されることは望ましくない (5)

(ウ) その他

- ・ 費用対効果、優先順位をよく考慮して税を活用いただきたい (8)
- ・ 超過課税の活用情報等を分かりやすく発信してほしい、説明責任を果たしてほしい (7)

法人県民税・事業税の超過課税に係る経済団体・法人の意見

令和7年9月

I 活用事業に関すること		
1 活用事業全般について		
(1)	素案に示された目的に活用することを理解する、賛成する	13
(2)	素案に示された目的に沿って有効活用してほしい	2
(3)	超過課税に頼らないよう効率的で透明性のある政策の検討をお願いしたい	2
(4)	インフラ整備の恩恵を受けることができているので、容認する	2
(5)	インフラ整備の財源として活用してほしい	2
(6)	インフラの維持管理は非常に大切	1
(7)	神奈川県重要なインフラである鉄道網の安全確保、踏切高架化など、県民の安全に資する投資にも活用いただきたい	1
(8)	超過課税による税収を活用し、持続的な発展に向けた取組を加速していただきたい	1
(9)	優先度が高い案件についてスピーディーに対応できている	1
(10)	これまでの超過税率による公共事業については評価する	1
(11)	使途については、法人の事業に資するものとしてほしい	1
(12)	県内に設備投資を行っている企業に還元される形で使途を決定してほしい	1
(13)	超過課税対象となる法人が直接恩恵を受けることができるような施策（補助金制度の拡充・他税目との統廃合・延滞金利率低減・一定手続きの免除若しくは簡素化等）も加えるべき	1
(14)	地球温暖化対策も重要性が高い	1
(15)	観光地の治安維持について強化してほしい	1
(16)	子育てや福祉への活用を検討してほしい	1
(17)	自転車道について整備をお願いしたい	1
(18)	意欲のある社会的弱者への支援や海外の貧困救済などにも活用していただけたらと思う	1
(19)	超過課税の使い道の意見を集めてほしい	1
(20)	公共事業に関しては、予算の執行において投資と効果に不明瞭な部分が多いと感じられるため、しっかりした検証を行うべき	1
(21)	現状の素案の内容では便益を受けるのが難しい	1
(22)	観光業ばかりに県の施策が向いているように感じ、既存の県内の産業や中小企業への配慮ある政策が減る一方と感じる	1
2 「経済対策の推進」の財源として活用することについて		
(1)	地域経済活性化を優先して取り組んでいただきたい	2
(2)	国内の製造や開発拠点の支援に関する補助金の拡充	1
(3)	地域の中小企業の基盤確立の為に資金繰り安定化の支援等も検討してほしい	1

3 「災害に強い県土づくりの推進」の財源として活用することについて		
(1)	災害に強い県土づくり・自然災害対策を推進してほしい	8
(2)	既存インフラの老朽化対策に活用してほしい	4
(3)	水害対策を推進していただきたい	2
(4)	近年の猛暑は単なる気象現象ではなく、「災害」として認識すべき段階と思う。今後は、猛暑対策も含む災害対策に超過課税による財源を充当することを望む。	1
(5)	災害による物流や企業活動等への影響が最小限となるよう、引き続き必要な施設改修等を効果的に進めていただきたい	1
(6)	災害に強い県土づくりの推進において、県西部への取組の充実をお願いしたい	1
(7)	台風時の停電事故の減少に資する「樹木の予防伐採」に係る区市町村等への補助金事業などに活用いただきたい	1
(8)	インフラの老朽化が顕在化している中、今後必要な修繕費用の規模感や調査結果を県民・企業に丁寧を示すことで、より一層の理解促進につなげてほしい	1
(9)	大規模自然災害対策は計画した費用・期間で実行し、無駄な追加費用（不透明な費用）が発生しないようにしてほしい	1
4 「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」の財源として活用することについて		
(1)	幹線道路の整備財源として活用してほしい	3
(2)	幹線道路・都市計画道路の迅速な整備、用地の取得に係る費用	1
(3)	横浜新道と新湘南バイパスの連結について、早急にご対応いただきたい	1

Ⅱ 税制措置に関すること		
(1)	超過課税の延長はやむを得ない、理解する	7
(2)	超過課税ありきの政策になっていないか、超過課税が常例として固定化されることは望ましくない	5
(3)	一部の事業者のみに超過課税を課すのはいかがなものか	4
(4)	中小法人への配慮を継続・拡充することも視野に入れて検討していただきたい	3
(5)	超過課税の延長については、漫然と本制度を延長することなく、施策の見直しをその都度合理的に行うこと	2
(6)	税率が変わると実務に負担がかかるため、そのままの税率を希望する	1
(7)	道路整備や災害対策のための税金についても、本来は応益課税の観点を踏まえて負担を決めるべき	1
(8)	大企業のみが負担するのではなく、応益課税の観点から広く適切な課税を検討すべき	1
(9)	超過課税の対象となる法人の税負担が何らかの形で軽減される措置の検討を望む	1
(10)	税負担が大きくなるため、標準税率に近い税率を設定してほしい	1
(11)	他の都道府県と同じ税率にしてほしい	1
(12)	今後とも担税力の高い企業の理解を得つつ、将来にわたり安定的かつ継続的な制度として維持・運営に努めていただきたい	1
(13)	5年ごとの慣例とすることが無いように、延長を停止する条件（経済指標など）の設定も検討すべき	1
(14)	納税主体である県内企業に対し、超過課税の必要性、他の財源との比較、地域別の税収・還元状況、代替策の検討経緯等を詳細に開示していただきたい	1

Ⅲ その他		
(1)	費用対効果、優先順位をよく考慮して税を活用いただきたい	8
(2)	超過課税の活用情報等を分かりやすく発信してほしい、説明責任を果たしてほしい	7
(3)	無駄のないよう、計画的に検討を進め、取り組んでいただきたい	4
(4)	素案それぞれの予算を配布資料に記載してほしい	2
(5)	延長する理由が見当たらない	2
(6)	法人二税の超過課税については、他の税金と異なり我々の目に見える形で使われていると実感できる点が優れている	1
(7)	県内産業の安定化効率化につながる幹線道路整備や護岸工事といった必要不可欠な課題に直結するため重要な財源と考える	1
(8)	県の検討結果に一任する	1
(9)	災害に強く整備の行き届いた地域であることが、企業にとっても活動しやすく、人材の確保にもつながると考える	1
(10)	少子化で学校の統廃合など早急に進めるなどして修繕維持費への見直しもされた方がいい	1
(11)	工事費・事業費の精度を上げ、適正なコストとなるようにしてほしい	1
(12)	行政コストを削減する不断の努力を怠らないこと	1
(13)	目に見えるような形で税金の無駄が出ないような努力を示してほしい	1
(14)	超過課税が課されている法人の割合、職種、超過課税の税収の情報があれば、より分かりやすい	1
(15)	実質的に恒常化している超過課税については、税負担の公平性や活用事業の成果、情報公開の仕組みをより明確にさせていただく必要がある	1
(16)	透明性のある情報公開と効果的なコミュニケーションを継続していただくことを強く期待	1
(17)	投入した税収に見合う効果を客観的に検証する仕組みを整備してほしい	1
(18)	長期的視点から地域間配分を見直し、三指定都市が喫緊の課題解決に必要な財源を確保できるよう、還元比率を改善していただきたい	1
(19)	企業としては、直接社会貢献に経営資源を活用したい	1

【議案（条例その他） 定県第93号議案】

2 高相合同庁舎新築工事（建築一第1工区）請負契約の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称 | 高相合同庁舎新築工事（建築一第1工区） |
| (2) 工 事 場 所 | 相模原市南区相模大野六丁目3957番 1 |
| (3) 請負契約者名 | 山王建設・山王総合特定建設工事共同企業体
代表者 山王建設株式会社
代表取締役 高 橋 学 |
| (4) 請負契約金額 | 18億8,235万8,500円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条
の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和9年1月29日 |